

安城市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和6年3月22日
安城市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」（遊休農地の発生防止及び解消、担い手への農地の利用集積及び集約化並びに新規参入の促進など、法第6条第2項に定める事項を処理することをいう。以下同じ。）が、農業委員会において遂行すべき事務として明確に位置付けられた。

本市では、平坦な地形や温暖な気候などの地理的な好条件の下で、従来から生産基盤の整備や農地利用集積円滑化事業（以下「円滑化事業」という。）による農地の貸借を始め、農業振興施策が積極的に推進されてきた。これにより、集団性の高い優良農地における水稻作を中心に、野菜や果樹の栽培、施設園芸など地域の特性を生かした営農活動が活発に展開されている。さらなる担い手への農地利用の集積及び集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

一方で、市街化区域や既存集落の周辺では年々農業目的以外の土地利用と土地需要が増加していることから、都市化志向の開発計画等に配慮しつつ農業的な土地利用との調和を図ることが強く求められている。また、特に一部の樹園地や畑地については、農業従事者の高齢化の進行や後継者不足から、効率的な農業経営が阻害されている箇所も見られる。このような不安要素を解消しつつ「農地等の利用の最適化」を市内全域で一体的に推進するためには、各地域における農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、それぞれの地域における土地利用状況や営農類型の実態などに応じた取組の強化を一層図っていくことが必要である。

そこで、法第7条第1項の規定の趣旨に従い、そのための具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を本市農業委員会の指針として第2のとおり定めるものとする。なお、運用に当たっては次の事項に留意する。

（1）目標年度等について

愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する方針及び本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（平成26年9月策定）を踏まえ、本市農業委員会の長期的な目標としておおむね10年後の令和14（2032）年度に目指す農地の状況等を示すものとする。

（2）見直しについて

この指針は、令和14（2032）年度中に次の目標年度の設定を含む見直しを

行う。また、農業委員及び推進委員の改選時期に、達成状況（又はその見込）及びその時点における本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の内容との整合性を検証するとともに、見直しの必要性を検討する。

（３）既存の類似計画との関係について

この指針は長期的な視点からの本市農業委員会の活動計画を定めるものであり、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第２５８４号農林水産省経営局長通知、令和４年２月２５日付け３経営第２８１６号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」による。

第２ 具体的な目標、推進方法及び評価方法

１ 遊休農地等の発生防止と解消について

（１）遊休農地の解消目標

区 分	管内の農地面積（ A）	遊休農地面積（B ）	遊休農地の割合 （B／A）
現 状 （令和５年度末）	３，５７１ｈａ	０ｈａ	０％
３年後の目標 （令和８（２０２６）年度末）	３，５２５ｈａ	０ｈａ	０％
目 標 （令和１４（２０３２）年度末）	３，４３５ｈａ	０ｈａ	０％

注：「管内の農地面積（A）」について

「現状」は、耕地及び作付面積統計調査における耕地面積

「〇年後の目標」については、過去１０年間の平均で１年当たり１４．３ｈａが減少しているので、毎年１５ｈａ程度が減少すると予測して設定する。

【目標についての考え方】

今後も遊休農地の発生を防止し続けることを目標とするため、面積、割合ともにゼロと設定する。

（２）遊休農地等の発生防止と解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査の実施について

本市では、農地法（昭和２７年法律第２２９号）及び「農地法の運用について」（平成２１年１２月１１日付け２１経営第４５３０号・２１農振第１５９８号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）で定義される遊休農地は発生していない。

このため、推進委員と農業委員による農地パトロールを同法第３０条第１項の利用状況調査として従来どおり実施することにより、遊休農地化につながる草生え農地等の早期発見に努める。なお、実施に当たっては、同通知に定める時期や方法等に従うものとする。

イ 是正指導等の実施について

アと併せて、同法第32条第1項の利用意向調査の方法に準じ、当該草生え農地等の所有者に対する是正指導や意向の確認を行う。この場合においては、安城市農地等の適正管理に関する指導要綱（平成29年4月1日施行）の規定により安城市長が実施する指導との連携を図る。

ウ 農地の利用調整について

イの意向確認の結果、農地の貸付けを希望する所有者又は農地を適正に利用し難いと判断される所有者には、畑・樹園地お見合いシステム又は農地中間管理事業による貸付け等を案内する。

エ 違反転用への対応

違反転用農地の調査及び指導については、農地等の利用の最適化の推進に関する活動の一環として、ア及びイとともに農地パトロールの中で実施する。

なお、以上のとおり時期を定めて重点的に取り組むもの以外にも、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については随時実施する。

(3) 遊休農地等の発生防止と解消の評価方法

遊休農地等の発生防止と解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積と集約化について

(1) 担い手への農地の利用集積目標

区 分	管内の農地面積（ A）	集積面積 （B）	集積率 （B／A）
現 状 （令和5年度末）	3, 5 7 1 h a	2, 3 8 8 h a	6 6 . 9 %
3年後の目標 （令和8（2026）年度末）	3, 5 2 5 h a	2, 4 6 8 h a	7 0 . 0 %
目 標 （令和14（2032）年度末）	3, 4 3 5 h a	2, 5 2 5 h a	7 3 . 5 %

注：「管内の農地面積（A）」の考え方については、1（1）と同じ。

【目標についての考え方】

「集積面積（B）」の目標については、過去10年間の平均では1年当たり50.2haの増加に対し、過去3年間の平均では1年当たり40.6haの増加であり、集積面積が減少傾向にある。農地の集積化に伴い、今後は集積できる農地面積が逡減すると予測して設定する。

(2) 担い手への農地利用の集積と集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農地中間管理事業の活用

現在、新規の権利設定については原則として農地中間管理事業を用いることとしているが、さらに長期的な視点からは、次の（ア）又は（イ）の方法を選択的に用いることによって、将来的に地域における生産条件の改善や農地の集約化をもたらす可能性の一層高い同事業を活用していく必要がある。

（ア）円滑化事業に基づく利用権の満期が到来したものについては、順次農地中間管理事業による貸借に切り替える。

（イ）地域農業の将来の在り方を示す目標地図の実現に向けて、地域内の農業を担う者が耕作できるように農地中間管理事業による貸借に切り替える。

そして、以上の取組の実施に当たっては農業委員会があっせんや相談活動に携わるとともに、農地中間管理機構、安城市、あいち中央農業協同組合、地域の農用地利用改善組合その他の団体等と連携して支援に努めるものとする。

また、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化又は法人化を支援するなど、地域に応じた取組を推進する。

イ 情報提供活動について

安城市の広報誌により、農地中間管理事業、畑・樹園地お見合いシステム等の農地の貸借に関する制度についてPRを行う。

（３）担い手への農地利用の集積と集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積と集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３ 新規参入等の促進について

（１）新規参入の促進目標

区 分	新規参入者数
	同 取得面積
現 状 (令和３年度～令和５年度)	３ 経営体
	２．１ ｈ a
３年後までの目標 (令和６年度～令和８年度)	８ 経営体
	１．６ ｈ a
目標 (令和６年度～令和１４年度)	２４ 経営体
	４．８ ｈ a

【目標についての考え方】

ここ数年では、親元就農を除く１年当たりの新規参入者数は２から３経営体、同取得面積は０．２ｈa程度が標準的であることから、次のように設定する。

新規参入者数・・・３年で８経営体

同 取得面積・・・３年で１．６ｈa（０．２ｈa×８経営体）

（２）新規参入等の促進に向けた具体的な推進方法

ア 新たに農業を営もうとする青年等の確保及び育成に向けた取組

就農相談から就農、経営定着に至るまでのきめ細やかな支援を行うために、農地については農地中間管理機構等による仲介を、技術や経営面については愛知県農業改良普及課やあいち中央農業協同組合による重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて取り組む。特に、比較的担い手が減りつつある畑作及び果樹栽培については、アグリライフ支援センターの修了生の就農を支援するほか、安城市の広報誌、公式ウェブサイトなどにより貸出し希望の農地情報の提供に努め、農地の借受けの仕組や新規就農者育成総合対策その他の補助制度に関するPR等を行うことにより、新規就農者の確保に努める。

イ 経営継承等に対する支援

本市ではどの地域も概ね担い手が確保されていることから、アのような新規参入者の育成と併せて、準新規参入者である当該担い手の後継者となる若手農業者への円滑な経営継承や、経営改善及び経営規模の拡大を支援する。

(3) 新規参入等の促進の評価方法

新規参入等の促進の進捗状況は、認定新規就農者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、本市農業委員会は、次の役割を担う。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力